

業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議し、その適切な運用に努めています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
<p>①法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、当社グループ（当社、当社の子会社および関連会社を総称したものをいう。）の行動規範を定め当社の取締役および使用人に周知する。</p> <p>②コンプライアンス上の問題を発見した場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう、法務およびガバナンスを所管する執行役員にコンプライアンス部門を所管させる。コンプライアンス部門は、全社的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努め、コンプライアンス体制の状況について、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。</p>	<p>①「LINEヤフーグループ行動規範」（以下「行動規範」という。）を全役職員が閲覧可能なイントラネットを利用して周知するとともに、常時掲載し閲覧可能な状態にしています。なお、当社が直接出資している子会社のコンプライアンス責任者および担当者に対しても、教育資料を提供し、行動規範の内容の周知を実施しています。</p> <p>②法務およびガバナンスを所管する執行役員が管掌するコンプライアンス部門において、全社的なコンプライアンス体制の整備を行うとともに、当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題点を把握し、問題点が発見された場合には速やかな是正措置を講ずることができるよう努めています。また、当社および当社グループのコンプライアンス体制の状況については、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>③コンプライアンス部門は、内部通報に関する社内規程を定め、匿名で通報を受けることができる仕組みを用意して通報環境の整備に努める。通報を受けた場合、コンプライアンス部門がその内容を調査し、コンプライアンス違反が認められる場合にはその改善を指導するとともに、再発防止策を担当部門と協議のうえ決定し、全社的に再発防止策を実施する。加えて、コンプライアンス部門は、取締役の法令・定款違反等の重要な問題について常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する。内部通報制度の運用状況は、当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体および取締役会に定期的に報告する。</p> <p>④コンプライアンス部門は、取締役および全使用人に対する教育や研修を実施し、コンプライアンス体制の推進に努めることとする。</p>	<p>③当社の内部通報制度においては、社内規程に基づき役職員および取引先による匿名通報が可能な複数の通報窓口を設けることで、通報しやすい環境を整備しています。内部通報があった事項に関しては、コンプライアンス部門が調査を行い、コンプライアンス違反が認められた場合には、必要に応じ、改善の指導や賞罰委員会の決定に基づく処分を行うとともに、全社的な再発防止策の実施に努めています。また、取締役による法令違反行為等の重大な問題が発生した場合を想定して、常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に関係する取締役を除く。）に報告する体制を整備しています。内部通報制度の運用状況については、代表取締役社長および常勤監査等委員に月次で報告するとともに、コンプライアンス委員会および取締役会に半期に一度報告しています。</p> <p>④2025年2月に全役職員に対するコンプライアンス研修を実施したほか、新入社員に対してコンプライアンス研修を随時実施しました。また、コンプライアンス体制の推進のための教育啓発活動として、内部通報制度、贈収賄防止、反社会的勢力の排除に関する社内ルール等について、全役職員が閲覧可能なイントラネットに常時掲載しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>⑤ 使用人のコンプライアンス違反については人事統括部門の長またはコンプライアンス部門の長から賞罰委員会に報告し、賞罰委員会が懲戒に関して審議を実施する。取締役の法令・定款違反についてはコンプライアンス部門の長から監査等委員会および取締役会に報告する。</p> <p>⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、組織全体として対応し、取引の防止に努める。</p>	<p>⑤ 従業員のコンプライアンス違反については、人事部門およびコンプライアンス部門により構成される賞罰委員会事務局から賞罰委員会に報告され、賞罰委員会にて懲戒に関する審議がなされる体制がとられています。また、取締役の法令・定款違反に関し内部通報がなされた場合は、コンプライアンス部門の長から常勤の監査等委員および取締役（内部通報の内容に係る取締役を除く。）に報告する体制がとられています。</p> <p>⑥ 反社会的勢力排除規程を定め、当該規程に基づく体制を整備・運用し、反社会的勢力との取引の防止に努めています。また、反社会的勢力との取引の防止に関する教育資料を社内イントラネットにて掲載し、全役職員が常時閲覧できる環境を整備しています。</p>

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

<p>① 法令または社内規程等に従い、株主総会議事録、取締役会議事録および稟議書等の会社の重要な意思決定に係る電磁的記録または文書、会計帳簿、計算書類および伝票等の業務執行に係る電磁的記録または文書の保存期間、保存場所を定める。当該電磁的記録または文書は、法令または社内規程等に基づき保管し、随時取締役が閲覧できるような体制を採る。</p>	<p>① 重要な意思決定に係る文書および業務執行に係る記録文書の保存期間を社内規程等において定めた上で保管し、取締役が随時閲覧可能な状態としています。</p>
--	---

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①事業を取り巻く潜在リスクを予測・予防し、万一リスクが顕在化した場合でも損失の回避・低減を図るため、社内規程においてリスク管理に係る事項を体系的に定める。また、これらリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構を設置し、本機構での重要な決定事項については、取締役等が参加する会議体に必要に応じて報告を行う。

②危機事態が発生した際に、迅速に対応し、その影響の最小化を図るための危機管理および事業継続管理体制を整備するとともに、その体制・対応プロセスを定めた規程を策定する。

③インシデントが発生した際に、迅速かつ適切な対応を確実に実施するための事前対策、発生時の対応、収束後の対応までの一連の対応プロセスを整備するとともに、規程を策定する。

①リスクマネジメントに関する規程において、当社の事業に係るリスクの把握、管理および対応に関する必要事項を体系的に定めています。リスクカテゴリー毎にリスク主管部門を決定し、各部門において専門的な視点で全社リスクを把握できる体制を構築しています。また、通常年2回開催のリスクマネジメント委員会にて、グループ・トップリスクを決定し、グループ・トップリスクへの対応をモニタリングしています。グループ・トップリスクやそのモニタリング状況については、取締役会へ報告しています。

②危機事態発生に備え、以下の内容を含むBCP（事業継続計画）規則を策定しています。

- ・有事の組織体制および役割の定義
- ・危機事態発生時において、重要業務を復旧させるための手順（コンティンジェンシープラン）の策定および整備
- ・コンティンジェンシープランの教育および訓練の実施

③インシデントの再発を抑え会社の損失および信頼低下を防ぐため、発生したインシデントに対する報告、応急処置、再発防止の確実な実施を目的としたインシデント管理規則を定めているほか、運用のプロセスとしてインシデント対応フローを整備しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>④ 情報セキュリティリスクマネジメントを実効性あるものとするため、最高情報セキュリティ責任者を任命し、情報セキュリティ統括組織を設置する。</p> <p>⑤ 情報資産の取扱基準について社内規程において定めるとともに、その周知、教育を行う。</p> <p>⑥ 情報セキュリティインシデントに総合的に対応する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元的に管理・運用する。</p>	<p>④ Chief Information Security Officer (CISO) を任命し、情報セキュリティマネジメントを統括させています。また、当社および当社グループの情報セキュリティ環境の整備・運用のサポートを行う情報セキュリティ統括組織を設置するとともに、情報セキュリティインシデントに総合的に対応するための組織を設置しています。</p> <p>⑤ 情報資産の取扱基準について情報資産管理規程に定めた上で、情報セキュリティ統括組織に、情報セキュリティマネジメントに関する教育を推進するチームを設置し、社員教育プログラムの策定やその実施の強化等を通じ、同規程の内容の周知徹底を図っています。2024年度においては、2023年10月1日付のグループ内再編に伴い規程等の変更が多数生じたため、これに対応するために全社セキュリティ教育を年5回から年11回に変更し、セキュリティセルフチェックを年4回、公開前決算情報取り扱い者向け教育を年4回、入社時セキュリティ教育を随時実施しています。</p> <p>⑥ 情報セキュリティ統括組織に、CSIRT機能を推進する組織を設置し、情報セキュリティインシデント情報を一元管理し、運用しています。</p>

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度を採用し、柔軟かつ効率的な業務執行を図る。
- ② 業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備する。
- ③ 経営に係る重要事項につき討議・検討を行う会議体を組成するなどの方法で、取締役の効率的な職務執行を支援する。
- ④ 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め浸透を図る。
- ⑤ 職務の執行の効率性、有効性に関する内部監査を行い、改善活動を継続的に実施する。

- ① 執行役員制度を採用するとともに、業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備し、積極的に権限の委譲を行っています。
- ② 基本方針に基づき業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にする社内規程を整備しています。
- ③ 経営に係る重要事項に関し適切かつ迅速な意思決定ができるよう、定例で執行を掌る取締役、執行役員等を構成員とする経営会議を組成しています。2024年度は、主要事業セグメントにおける戦略・事業上の方針、重大インシデント対応等、経営上重要な討議等を行いました。
- ④ 取締役については、年度の全社目標を明確化するとともに、その達成度と報酬を連動させることで、取締役のリスクテイクとリーダーシップの発揮を促すインセンティブとしています。また、執行役員その他社員についても、全社の目標を踏まえた各組織・個人としての目標を設定し、評価する制度を導入しています。
- ⑤ 内部監査部門は、当社事業に関するリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて監査計画を策定しています。監査計画においては、事業環境および自社の動向に応じて各リスク対策の重要度、優先度の適正を定期的に見直しています。監査実施後は経営、監査対象部門、その関連部門等に速やかに結果を報告し、指摘事項等の改善を求め、その後も改善状況を継続的に確認しています。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①親会社等からの独立性を確保するための体制

- (a) 当社の親会社等との取引は、当該取引の必要性および取引条件の公正性を確認した上でその実施を判断する。実施の判断に際しては、当社への影響が軽微なものを除き、事前に独立社外取締役による確認を受けることとする。

①親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止等を、社内規程で明確に定めています。

ソフトバンクグループ(株)、ソフトバンク(株)、Aホールディングス(株)、NAVER Corporation等の関連当事者およびその子会社との取引（以下「関連当事者取引」という。）のうち、取引金額が一定額を超える案件については、事前に独立社外取締役から構成されるガバナンス委員会で、公正性、経済合理性および適法性の観点から審議を行っています。2024年度は、同委員会を21回開催し、取引金額が一定額を超える関連当事者取引等について審議したほか、関連当事者および上場子会社の社外取締役との意見交換を行うなど、当社の取引および事業運営の適正性を確保しています。また、ガバナンス委員会への付議対象外の関連当事者取引についても、ガバナンス担当部門が確認を行い、一定の条件に該当する取引は、ガバナンス委員会から授権された常勤監査等委員である独立社外取締役が、同様の視点に基づいて事前確認を実施しています。

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制</p> <p>(a) 子会社の機能や重要性等に応じた適切な報告制度を整備することとし、上場会社などの一部の子会社を除いては、子会社における重要な事項について、当社の事前の承認または当社への報告を求めることとする。</p> <p>(b) 関係会社管理に関する社内規程において、これらの対応を求める子会社とその対応の具体的な内容を明確化するとともに、その実効性を高めるため、対象となる子会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し（または当該子会社に投資する子会社をして当該協定書を締結させ）、子会社に対応を義務付けることとする。</p> <p>③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>(a) 内部監査に関する社内規程を定め、内部監査部門は、当社のほか、子会社の業務全般にわたっても監査を行うこととする。また、前号に定める会社運営に関する協定書の中で、原則として子会社は当社の監査を受け入れ、監査の実施に必要な協力をすることを定めることと、監査の実効性を確保する。</p> <p>(b) 関係会社管理に関する社内規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にし、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応について、指導、支援または助言を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門がこれらの取組みを横断的に支援することを定める。</p>	<p>②上場会社等の一部を除き、当社が直接出資している子会社との間で「会社運営に関する協定書」を締結し、当該子会社における重要な事項について、子会社の機能や重要性等に応じ、当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。</p> <p>また、当社が間接的に出資している子会社については、当社が直接出資している子会社を通じて、直接出資している子会社との間で同様の「会社運営に関する協定書」の締結を要求したうえで、一部の重要な事項については、直接当社の事前承認または当社への報告を求めることとしています。以上の仕組みおよび子会社の具体的な対応事項について、関係会社管理規程において明確に定めています。</p> <p>③(a) 内部監査部門は、子会社の業務全般に関する内部監査を実施する旨の内部監査規程を策定し、同規程に基づき連結子会社における統制の実効性維持を、直接または当社が直接出資している子会社を通じて継続的に支援・管理しています。また、子会社との「会社運営に関する協定書」においても、当社が必要と判断した場合に業務、会計およびシステムに関する監査を受け入れ、その実施に必要な協力を行う旨を定めています。</p> <p>(b) 関係会社管理規程等において、当社における各子会社の所管部門を明確にするとともに、当該部門が子会社のリスクの認識、評価、分析および対応に関する支援等を行うこと、ならびに当社のグループ管理の担当部門である投資管理担当部門およびコーポレートガバナンス担当部門が、必要に応じてこれらの取組みを支援することを定めています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(c) 子会社に事故その他のグループ経営に影響を与えるような事象が発生した場合、子会社から当社のリスクマネジメント担当部門に当該事故等について報告をさせることを、会社運営に関する協定書の中で定める。また、リスクが顕在化し事故等が発生した場合、当該子会社または当該子会社から報告を受けた当社のリスクマネジメント担当部門は、速やかに当該情報を当社の関係部門に共有することとする。</p> <p>④ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 子会社との間で相互に緊密な連携を取りつつ、各子会社が自律的に業務の適正を確保する体制を整備する。</p> <p>(b) 子会社の経営方針、中長期経営計画の策定について、当社における当該子会社の所管部門が指導、支援または助言を行う。</p> <p>(c) 子会社の規模や業態等に応じて当社グループ共通で使用できる各種システム等を導入する。</p> <p>(d) 子会社の資金の調達および運用について、当社の財務の統括部門が指導、支援または助言を行う。</p>	<p>(c) 「会社運営に関する協定書」において、グループ経営に影響を与える重大インシデントが発生した場合のリスクマネジメント部門への報告を定めています。また、リスクマネジメント部門において、インシデント報告運用の実現のため、「LINEヤフーグループ重大インシデント報告ガイドライン」を作成し、子会社で発生した重大インシデントが速やかに当社に報告される体制を整備するとともに、当該情報を当社の関係部門に共有することとしています。</p> <p>④ 当社における子会社の所管部門と子会社との間で定期的に情報の連携を図りながら、子会社の経営方針、中長期経営計画の策定等について、所管部門を通じて、必要な指導、支援または助言を行っています。また、会計管理システム等、当社グループ共通で使用できる各種システムを導入しています。さらに、期中および期末において、当社財務部門から子会社に対し金融機関との取引を含めた資金の調達および運用状況を確認するとともに、必要に応じて融資を含めた支援等も行っています。これらにより各子会社における自律的かつ適正な業務運用を確保し、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>⑤ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 当社グループの行動規範を提示し、取締役・使用人一体となった法令遵守意識の醸成を図る。</p> <p>(b) 各関係会社間において行われる取引および各関係会社における業務に係る法令遵守および業務の適正性・効率性の確保のため当社と親会社・子会社・関連会社間における取引および業務の適正に関する規程を定める。</p> <p>(c) コンプライアンス部門は、当社グループにおけるコンプライアンス体制を推進するため、子会社のコンプライアンス責任者が参加する会議を設置し、コンプライアンス担当者間において情報交換および意見交換等を行える場を確保する。</p> <p>(d) 当社グループごとに当社の採用する内部統制システムに整合する形で内部統制環境を整備するよう当社の各所管部門が指導する。</p> <p>(e) 子会社の取締役等および使用人も、コンプライアンス違反またはその恐れが発生時には、当社の内部通報制度を利用して直接通報できる体制を採る。</p>	<p>⑤ 子会社との取引について、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止等を社内規程で明確に定めることで、子会社との取引における法令遵守の確保および業務の適正性等を図っています。</p> <p>また、年1回、子会社のコンプライアンス責任者および担当者が集まり情報交換を行うグループコンプライアンス年次会議を実施しています。2024年7月に実施した同会議には33社62名が集まり当社グループのコンプライアンス体制に関する状況や施策について共有したほか、子会社におけるコンプライアンス領域の取組みの紹介や意見交換を行いました。</p> <p>さらに、随時、当社のグループコンプライアンス担当者が子会社のコンプライアンス責任者および担当者と個別面談を実施し、各社における状況を把握した上で、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化のための連携を図っています。子会社においてコンプライアンス違反が発生した場合には、直接当社の通報窓口に通報できる体制を整備しています。</p>
<p>6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項</p>	
<p>① 監査等委員会の職務を補助するため、当社および当社グループの業務の執行に関わる職務を兼務しない者を使用人として置く。</p>	<p>①② 監査職務を支援する監査等委員室を設置し、当社およびグループ会社の業務の執行に関わる職務を兼務しない者を5名配属しています。</p>

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>② 監査等委員会が希望する場合には、監査等委員自らまたは監査等委員会が直接、監査等委員の職務を補助する者を雇用等することができることとする。</p>	

7. 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

<p>① 前項の使用人への指揮・命令・人事評価は監査等委員が行うものとし、当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとする。</p>	<p>① 監査等委員会の補助使用人に対する指揮・命令・人事評価は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に留意し監査等委員の同意の上行うものとし、また当該使用人の人事異動・懲戒処分は監査等委員会の同意を得ることとしています。</p>
---	---

8. 監査等委員会の第六項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

<p>① 専従の使用人が監査等委員会の職務を補助する体制に関して社内規程を定めることで明確にし、監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。</p>	<p>① 監査等委員の監査体制の確保に関する規程を定め、監査等委員会による監査および監査等委員室への指示の実効性を確保しています。</p>
--	---

9. 監査等委員会への報告に関する体制

<p>① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会または監査等委員に対して、次の事項を報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社グループに関する重要事項 (b) 内部統制システムの整備・運用の状況 (c) 当社グループに著しい損害、影響を及ぼす恐れのある事項 (d) 法令・定款違反その他コンプライアンス上重要な事項 (e) 当社グループの内部監査の状況 (f) 重要案件の審議内容 (g) 投融資（解消を含む）を検討する際の審議の状況および結果 	<p>① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人は、当社グループに関する重要事項、内部統制システムの状況、セキュリティの状況、ERM活動の状況、コンプライアンスの状況、内部監査の状況、その他監査等委員会から報告を求められた事項について、監査等委員会または監査等委員へ報告を行っています。また、監査等の観点から重要な案件についても、遅滞なく（ただし、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実のほか緊急を要する事項については直ちに）報告を実施しています。</p>
--	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>(h) 当社グループにおけるリスク管理に係る重要な事項</p> <p>(i) 当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用および内部通報状況等</p> <p>(j) 上記のほか、監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項</p> <p>②最高財務責任者および法務部門責任者は、定期的に監査等委員との間で情報共有のための会合を設け、業務上の重要な事項について報告を行うこととする。</p>	<p>②最高財務責任者および法務部門責任者は、常勤の監査等委員と情報共有のための定期的な会合を設け、業務上の重要な事項の報告を行っています。</p>

10. 内部通報制度を利用した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

<p>①内部通報制度を使って通報をした者に対し、当該通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを社内規程によって定め、またその旨を周知することで内部通報制度活用の実効性を確保する。</p>	<p>①内部通報規程において、通報したことや通報案件の調査に協力をしたことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、不利益な取扱いがあった場合における申告の方法や懲戒処分の実施について明記しています。また、調査終了後においても通報者および調査協力者に対する不利益な取扱いの有無を確認しています。</p>
--	--

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

<p>①監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において確認のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。</p>	<p>①②監査等委員会からの申請に基づき、監査活動に必要な費用等の支払を行っています。また、監査等委員会は、当社の費用の負担のもと外部の弁護士を顧問とし、当該弁護士より、監査等委員会の職務の執行について法的な観点から助言等を受けています。</p>
---	---

内部統制基本方針	運用状況の概要
<p>② 監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のための顧問とすることを求めた場合、当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なないと認められた場合を除き、その費用を負担する。</p>	

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

<p>① 監査等委員会または監査等委員は、必要と認めた場合、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人より報告を受けることができることとする。</p> <p>② 監査等委員は、当社の重要な経営会議に出席し当社における重要な経営方針の検討に参加できるほか、当社のいかなる会議についても監査等委員が希望すれば出席できることとする。</p> <p>③ 常勤の監査等委員を、リスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議・決定する機構の構成員および当社グループのコンプライアンス体制を統括する会議体の参加者とする。</p>	<p>①②③ 監査等委員に対し、当社の重要な意思決定に関わる経営会議、その他監査等委員が希望するあらゆる会議への出席機会を確保しています。また、常勤の監査等委員は、リスクマネジメント委員会およびコンプライアンス委員会に出席し、担当部門から直接報告を受けています。さらに、監査等委員会は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、内部監査部門から監査結果の報告を受けるなど、連携して監査を進めています。また、監査等委員会は、重要な子会社のCEOおよび監査役との定期的な会合を設け継続的に連携を図ることで、当社グループにおける監査の実効性を確保しています。</p>
--	---